

第55期

令和3年度第2回滋賀地方最低賃金審議会

議事録

(令和3年7月28日)

滋賀地方最低賃金審議会

第 55 期 令和 3 年度 第 2 回滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和 3 年 7 月 28 日（水）午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分
開催場所	コラボしが 21 大会議室
出席状況	<p>公益代表委員 3 人（定数 5 人）</p> <p>労働者代表委員 5 人（定数 5 人）</p> <p>使用者代表委員 4 人（定数 5 人）</p> <p>事務局 5 人</p>
出席者	<p>公益代表委員 片山 聡 木下康代 平井建志</p> <p>労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三</p> <p>使用者代表委員 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫</p> <p>事務局 待鳥労働局長、矢野労働基準部長、 綿貫賃金室長、神崎室長補佐、 福間賃金指導官</p>
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係労働者の意見聴取について ・ 中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について ・ 最低賃金に関する基礎調査結果について ・ 今後の滋賀県最低賃金のあり方について
議事録	別紙のとおり

〔開会〕

○事務局(室長)

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、令和3年度第2回滋賀地方最低賃金審議会を開催します。委員の皆様には本日は何かとお忙しい中、また、大変お暑い中、本審議会にご出席いただきありがとうございます。

なお、傍聴者の方から、傍聴申込時の留意事項に基づき、事前に写真撮影の申込がありましたので、本日は写真撮影があることを申し添えます。

本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員3名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、合計12名のご出席です。従って、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本審議会が有効に成立していることを報告します。

公益代表委員の石井委員、佐野委員、使用者代表の石井委員におかれましては、事前にご欠席のご連絡をいただいています。

また、本審議会は滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開とし、傍聴の申込みを受け付けていたところ、5名の傍聴申込みがあり、本日、そのうち4名に傍聴いただいていますので、ご報告します。

それでは、以降の議事進行を会長にお願いします。

○会長

皆さんおはようございます。本日はご苦勞様です。

初めに滋賀労働局長から挨拶がございますので局長よろしく申し上げます。

○事務局(局長)

委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

皆様にはすでにご承知のことと思えますけれども、今年度の地域別最低賃金改定の目安につきましては、7月16日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に答申がなされました。

答申では、金額に関し意見の一致をみることに至らなかったものの、公益委員見解として、A・B・C・Dのすべてのランクにおいて、引き上げ額の目安が28円となっており、全都道府県で、過去最大の上げ幅となっております。

これに伴い全国加重平均、こちらについては、3.1%、930円の引上げ額となっております。

本県の地域別最低賃金につきましては、明日開催されます第1回の専門部会を皮切りに、示された目安額を念頭に、滋賀県内の実情を踏ふまえて頂きまして、具体的な金額審議が行われるという風に思いますが、それぞれのお立場から、さまざまな率直かつ十分な検討や議論を交わしていただきまして、是非とも、議論を尽くした答申がいただけることを願っております。

事務局といたしましても、審議の円滑な運営に向けまして、最大限の努力をいたしたいという風に考えておりますので、何卒、格段のご理解とご協力をいただき、限られた日数ではございますけれども、委員の皆様には、合意に向けて真摯かつ十分な審議を尽くしていただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。私からのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い致します。

○会長

ありがとうございます。

それでは議題（1）「関係労働者の意見聴取について」に入ります。

本年度の滋賀県最低賃金の改正審議に当たり、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、滋賀県労連・滋賀一般労組 書記長 金森祐紀さん、コープしが労働組合執行委員長 山田博也さん、滋賀県自治体労働組合総連合 執行委員長 杉本 高さんから意見書の提出がありました。この意見書の写しは、本日の資料No.1として配布しています。

ご意見をお伺いしますので、金森さん、意見陳述席までお進みください。

○陳述人

おはようございます。滋賀県労連・一般労組の金森祐紀です。

資料にありますように、こちらのほうを読み上げさせていただきます。

滋賀地方最低賃金審議会への意見

私たち滋賀県労連・一般労組は「8時間働けば人間らしく暮らせる」社会・賃金の実現を求めています。また、現在の貧困と格差が広がる社会を憂い、解消させなければならないと取り組んでいます。これらと、そのことに気づかせてくれた私たちにつながる最賃近傍で働く労働者の実態に基づいて、以下の通り意見を述べます。

中央最低賃金審議会は7月16日、2021年度最低賃金について、全てのランクで「28円」の引上げを厚生労働大臣に答申しました。私たちが求めてきた水準には程速く、全国の地域差を解消する道筋も見えず非常に残念です。

最低生計費調査と上げの声の高まり

私たちの仲間は、全国で「最低生計費試算調査」に取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。5月には「全国一律最低賃金制度の実現を求める署名」16万筆を国会に提出し、党派を超えた110人もの国会議員が紹介議員となりました。

全国の議会では、今年だけでも島根県や岩手県、北九州市や京都府などで全国一律最低賃金制度や最低賃金の上げと格差の是正、中小企業に対する支援の強化を求める意見書を採択するなど、最低賃金の上げと地域間格差の是正を求める声は着実に広がっています。

最賃上げはコロナ禍の経済対策に有効

中央最低賃金審議会で経営者側は「最低賃金の上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならない」として最賃上げを牽制しました。経済活動にストップをかけているのは国です。最賃額によって賃金を抑え企業の維持をするのではなく、国に必要な施策を求めるべきです。

また、現在の経済悪化はコロナ禍以前からの賃金低下、消費税の上げによる個人消費の落ち込みが主な要因です。一方、コロナ禍でも法人税の伸びは顕著で税収は過去最高となり、大企業の内部留保が膨らんでいます。公正な取引の実現と中小企業への支援が強化されれば最低賃金の大幅な上げと全国一律化は可能です。最低賃金の上げは経済対策にも有効で経済悪化から脱出できる道筋をつくることができます。波及効果も極めて大きいことが明らかです。これらのことを国に向け発信してください。滋賀の審議会から大幅上げの道筋を今年度の議論で全国へ示してください。

低すぎる水準は容認できない

最低賃金上げは大きな声ですし、当然の要求です。憲法の理念にも最賃法の目的にも合致します。現行の868円から日安通り28円上げ896円となれば800円台の求人はほとんどなくなるでしょう。小さいことだとは思いません。しかし、年間2000時間働いても総額で180万円にもなりません。私たちの仲間の最低生計費調査結果と比べてあまりに低く、家族から独立して不安なく暮らせる金額ではありません。この額がほとんどの労働者の下限となることを容認できません。

おわりに

以上のことから、滋賀地方最低賃金審議会の皆さんが最低賃金近傍で働く労働者の姿を十

分捉え、貧困と格差を解消する力となり、コロナからの経済回復の道筋を示すことができるように審議されることを心から期待し、意見とします。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

委員の皆さん、ただ今のご意見について、何かご質問はありませんか。

○全委員

〔意見、質問等無し〕

○会長

そうしましたら、本日述べられましたご意見は、審議の参考とさせていただきます。ありがとうございました。

続いて、山田さん、意見陳述席までお進みください。

氏名、所属、役職等を名乗られた上で、10分以内でご意見を述べていただきますようお願いいたします。それではよろしく申し上げます。

○陳述人

おはようございます。私はコープ滋賀労働組合で執行委員長をさせていただいております山田と申します。

まず始めにコープしが労働組合の概要について喋らせていただきます。

私たち生活協同組合コープしがと生協関連職場で働くなかまを組織しており、その6割を超えるなかまが非正規雇用労働者となっています。連動方針の柱として、生協や関連企業で働くすべての労働者の組織化と均等待遇の実現、どこでもだれでも8時間働いたら「ふつう」に暮らせる社会をめざし、最低賃金1500円の実現を求めます。

最低賃金改正にあたって、先ほども言われたように、7月16日に開かれた中央最低賃金審議会は、厚生労働相に対してすべてのランクでプラス28円の「目安」を答申しました。滋賀県で答申どおりに引き上げられたとしても896円と900円にも満たない金額にしかありません。

昨年から続く新型コロナウイルスの感染拡大で、休業やテレワークなど労働者に多大な影

響がありました。とりわけ、非正規雇用労働者は収入が絶たれ、生きていくのも困難な状態にまで追い込まれています。私たちの職場のパートの採用時給は 903 円と最低賃金近くで働いていますが、フルタイムで働いても 16 万円にも満たない金額となっています。また、国家公務員の高卒 18 歳初任給は 150600 円で、最低賃金の加重平均を下回ります。最賃の引上げは、時間給労働者の問題だけでなく、月給者の賃金にも大きく影響するものだと思います。

全国どこでも生計費に大きな差はありません。全労連、国民春闘共闘などが行った最低生計費試算調査の結果、「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額 24 万円、時間給で換算しますと 1500 円以上必要である事が分かりました。

最低賃金の格差は、地域経済に大きな影響を与えています。最低賃金の高い首都圏に人口が流入し、地方は人口流出と高齢化、シャッター街となった商店街など疲弊しきっています。このような状況を打開するために、地方では、今年だけでも島根県や岩手県、北九州市や京都府などで全国一律最低賃金制度や最低賃金の引上げと格差の是正、中小企業に対する支援の強化を求める意見書を採択するなど、最低賃金の引上げと地域間格差の是正を求める声が着実に広がっています。

政府が示した、「経済財政運営と改革の基本方針」は、地方企業の生産性を高め、都市部に比べて低い地方の最低賃金の引上げを実現すべきと提言しました。政府が引上げを目指すのは、有効な経済活性化策と位置付けているからで、賃金が増えれば、一部は消費に回り企業収益につながります。地域経済の再生のためにも中小企業支援策を強化し、最低賃金を 1500 円に引上げ、全国一律最低賃金制度の実現に向けた格差の是正を求めます。

以上です。

○会長

はい。ただ今のご意見について、質問はありますか。

○全委員

〔意見、質問等無し〕

○会長

よろしいですか。ありがとうございました。本日述べられたご意見は、審議の参考とさせていただきます。

続いて、杉本さん、意見陳述席までお進みください。氏名、所属、役職等を名乗られた上で、10分以内でご意見を述べてください。よろしくお願いいたします。

○陳述人

滋賀県自治体労働組合総連合、略称 滋賀自治労連の執行委員長の杉本高です。最低賃金額の改定に係る意見陳述の場を与えて頂いたことに感謝を申し上げます。

意見陳述に先立ちまして、出させていただいた意見書に一点脱字がございましたので、修正をお願いしたいと思います。4ページの一番上の行ですけれども、「正規地方」とありますのは「非正規地方」の誤りですので、「非」の字が一字抜けておりましたので、追加の方をお願いしたいと思います。修正していただいたうえで意見を述べさせていただきます。

私たち滋賀自治労連は、地方自治体のみならず地方独立行政法人、或いは外郭団体、指定管理や業務委託で働く労働者を組織する労働組合の連合体です。その代表者として意見を述べさせていただきます。

まず地方自治体の状況です。自治体の業務は多岐にわたっております。職員が自ら業務を行う所謂直営業務だけではなく、業務委託、或いは指定管理、地方独立行政法人、それから所謂外郭団体など、多くの民間労働者が従事しています。特に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、コールセンターの業務ですとか、或いは各給付金の審査、書類の審査などが民間委託されており、民間労働者が大幅に増加している現状にあります。

そして新型コロナウイルスの治療にあたっている公立病院でもそういう現状にあります。県が設置している総合病院や近江八幡の医療センターなどは市が直営で運営していますが、県内の大津市民病院、或いは公立甲賀病院というのは、地方独立行政法人に移管されておりまして、そこで働く労働者はすべて民間労働者ということになっています。

また一部の病院では指定管理制度が導入されておりますので、設置は地方公共自治体ですけれども、民間の医療法人等に委託していて、働く方はすべて民間医療法人の従業員の方という病院も幾つかあります。

そしてまた、非正規労働者の増加は著しいものがあります。県内の市町で言いますと大体4割、多い自治体でもうしますと半数以上が非正規雇用労働者で占められているという実情にあります。この人たちの存在なくして地方自治体の業務が回らない実態にあります。

特に保育、学童保育については、エッセンシャルワーカー、本当に多くの非正規公務員で担われているという実態にあります。

そして次に公共サービスで働く労働者の賃金、労働条件の状況です。

地方独立行政法人とか外郭団体の労働者の賃金は公務員に準じて設定されていることが多い実情にあります。そして公務員の状況ですけれども、県内で行きますと野洲市、近江八幡市、高島市と、6つの町については国の制度である地域手当が支給されていません。地域手当が支給されていないところで働く国家公務員の方、行政職俸給表1適用者の高卒の方の初任給の基準と言うのは、給与法の規定に基づき時給換算すると897円となっています。最低賃金の全国加重平均額が901円と言われているので、県内でもそういう逆転現象が起きている実態になっています。今回の改定が目安通りに行われますと、本当に逆転現象が起きる実態にあります。今回の目安額通りに改定されますと、月に5400円以上の賃上げを行わないと高卒初任給が逆転したままになるということになります。

そして非正規労働者、この方々も最低賃金近傍で働いていると言われています。正規の国家公務員ですら、先ほど申し上げたとおりの実態ですので、国の非常勤職員は正規職員より低い賃金が基準とされています。地域手当が支給されていない地域で言いますと、時給換算すると870円という換算結果になっています。今回の最低賃金が改定されますと非正規の方々も最低賃金以下で働くという形になりかねないということになります。こういう場合については人事院の方から、最低賃金まで引き上げて支給しなさいという通知が出ています。それが実態です。

また病院で働いておられる方においても、看護の補助業務に就いておられる方、あるいは清掃だとか警備などの、いわゆる現業業務に就かれておられる方の待遇については劣悪なものがあります。エッセンシャルワーカーとして待遇改善が喫緊の課題となっているように思います。

資料につけさせていただきましたが、所定内賃金と最低賃金の関係、これは相関関係が非常に大きいということになっています。最低賃金の高いところは所定内賃金も高い、最低賃金の低いところは所定内賃金も低いという実態があります。こういう方々も地域間の移動が激しい。だから最低賃金の低いところでは募集しても人が来ないということでもありますので、是非ともこの面でも取り組みが必要かと思われまます。

また県内のある市で今まで直営でやっていた学校用務員さん、これを民間委託に出したのですが、当然自治体からは解雇される、実際、任期満了で解雇されているのですが、今まで出ていた手当であるとか、一時金が出ないという非常に劣悪な労働条件で契約をしなければならぬということになっています。しかし市の支出する金額というのは2000万円以上増加

になったという現実があります。

新型コロナウイルスによるパンデミックから1年5ヶ月が経過しましたが、この間、公務員・公共サービス従事者は、住民のいのちと健康そして生活を守るため、自らの感染リスクにも向き合って、責任感や使命感でなんとか自治体や現場を支えてきました。しかし、未だに収束が見通せない中で、働く労働者の心身の疲弊も非常に極限に達しています。このような低賃金状態を放置したままでは、住民に寄り添い支える公務員・公共サービスの提供は、到底困難になると言わざるをえません。

先ほど他の陳述の中でありましたとおり、全国で時給1500円以上必要だというのは我々の試算調査の方でも出ております。是非とも1500円を目指して、審議をお願いしたいと思っております。

コロナ禍の中で非正規労働者の皆さんが、シフトを減らされる、或いは十分な生活保障を受けられない中で、やっとの思いで市町村の福祉の窓口に来られるのが非常に多いように思っています。やはり最終的なセーフティーネットは生活保護にあると思っておりますけど、生活保護の財源は税金で賄われています。勤労意欲はあるのに仕事が無い、或いは仕事をしているけど生活に必要な賃金が支払われていない。これをまず解消していくことが今求められているところだと思います。

コロナ不況の中で賃金の引上げが大切ですが、なかなか困難な中小企業があることは私たちも承知をしています。このような時だからこそ国や地方自治体がこれらの中小企業に手を差し伸べていただいて、そこに働く労働者の下支え、そして底上げを行うことが、巡り巡って地方自治体や国の財政負担の軽減にもつながると私たちは考えています。私たちは国、県、県内の市町にも要請や懇談を続けているところです。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められていると思っております。そのことが私たち公務員・公共サービスの提供体制の改善にも直結すると思っております。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げ、是非とも即時の実現を求めて私の意見とさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○会長

ありがとうございました。委員の皆さんの方で、ただ今のご意見について、何かご質問はありますか。

○全委員

〔意見、質問等無し〕

○会長

ありがとうございました。本日述べられたご意見は、審議の参考とさせていただきます。

関係労働者からの意見聴取は以上です。

なお、その他に本日まで当審議会に、滋賀弁護士会会長から「最低賃金の大幅な引き上げと中小企業への実効的な支援等を求める会長声明」の送付、日本民主青年同盟滋賀県委員会から「最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取について」と題する文書の提出がありましたので、事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長）

弁護士会長声明については、昨年度は目安額の提示を見送り引上げなし又は低水準に留まったが、労働者の生活水準維持のためには、最低賃金の引上げが必須であり、諸外国の引上げをみても、最低賃金の大幅な引上げが必要としています。また、賃金を上げる中小企業には、業務改善助成金制度の改善や十分な支援策を講じることが必要、とする内容となっています。

また、日本民主青年同盟滋賀県委員会の文書は、目安額以上の引き上げを要求し、早期に1500円を目指すことを求めるとして、青年の声が記載されています。

この「会長声明」と「最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取について」については、会場入口横のテーブルに置いてありますので、後ほど参考としてご覧ください。

○会長

ただ今の説明について何かご意見、ご質問がありませんか。

○全委員

〔発言無し〕

○会長

それでは、次の議題（2）「中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について」です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長）

それでは、7月16日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に行われました本年度の地域別最低賃金額改定の目安の答申について説明します。

この目安制度ですが、ご承知のとおり、昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ参考として提示しているものです。

そして、中央最低賃金審議会においては、昭和53年度から昭和55年度までの3年間は「目安」を作成しましたが、昭和56年度以降は、労使の主張に隔たりが大きく、中央最低賃金審議会の公益委員の考え方を「公益委員見解」として各地方最低賃金審議会に提示しています。今年度においても、同様となっています。

目安制度自体ないし公益見解は、47都道府県を4つのランクに分けて、各々ランクごとに地域別最低賃金の額の引上げ額で提示しています。引上げ率の最高は昭和55年度の7.0%、最低はIT不況の影響を受けた平成15年度の0.0%です。なお、平成14年度、平成16年度、平成21年度、令和2年度は、「現行水準の維持を基本として引上げ額の見安は示さないことが適当」とされています。

この令和3年度地域別最低賃金額改定の目安が、今年6月22日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に諮問され、その後、小委員会の審議を経て、令和3年7月16日に開催された中央最低賃金審議会にて答申となりました。

その要旨を説明します。資料No.2をご覧ください。

資料No.2（答申）の記の1及び2にあるとおり、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、今年度においても労使の一致をみるに至らず、「目安に関する公益委員見解」及び「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」が地方最低賃金審議会に提示されました。

示された目安額は、答申の別紙1「令和3年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解」をご覧ください。

地域別最低賃金の改定の目安の金額は、A・B・C・Dの全てのランクで28円引上げとされました。従って、Bランクである滋賀県の目安金額も28円引上げとなります。

また、目安額の全国加重平均も、28円、率にして3.1%と、金額としては過去最大の引上

げ額となりました。

続いて、別紙2の「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」をご覧ください。ここでは、小委員会における労使双方の見解がまとめられています。

労働者側の見解については「2 労働者側見解」に記載されているとおりですが

- ・ 今年度はワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があり、最低賃金の確実な引上げにつながる有額な目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第1条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成すべきである。
- ・ 日本の賃金は国際的にみても低位で、諸外国ではコロナ禍でも引上げを行っており、ナショナルミニマムとしてふさわしい最低賃金水準について議論すべきである。
- ・ エッセンシャルワーカーの処遇向上、最低賃金近傍で働く者の家計への影響、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けて政府が対応を図っていることを踏まえて審議すべきであり、地域間格差の縮小につながる目安を示すべきである。

などの主張でした。

使用者側の見解については「3 使用者側見解」に記載されているとおりですが、

- ・ コロナ禍で業況回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっているが価格転嫁が困難で労働分配率も高く、賃金支払能力が乏しい状況にある。
- ・ 審議は、最低賃金法第9条に基づく労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力の3要素のうち通常の賃金の払い能力を最重視すべきである。

企業の業況が二極化しているため、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、コロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払い能力に焦点を当てるべきである。

- ・ 経済界の努力により雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、最低賃金の引き上げによって、倒産、廃業、雇用調整を招くトリガーを引くことは避けるべきである。
- ・ 厳しい状況にある飲食業や宿泊業、これらと取引のある関連産業も厳しい状況の中、最低賃金の引上げは、雇用を維持したいという切実な想いを切り捨てるものである。
- ・ 今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引上げず、「現行水準を維持すべき」である。

などの主張がなされました。

なお、使用者側委員は、公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に表明する

ことは適当ではないとの意見の表明があったことが記載されています。

また、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備、生産性向上の支援や取引条件の改善等に引き続き取り組むこと、業務改善助成金について特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを、政府に対し強く要望するとしています。さらに、行政機関の民間企業への業務委託について、年度途中の最低賃金改定によって業務委託先で最低賃金の履行確保に支障が生じないように、発注時の特段の配慮を要望としています。以上が小委員会報告の内容です。

最後に、戻りまして別紙 1「令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」をご覧ください。これは、冒頭に説明したとおり、小委員会報告を受けた中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に示されたものです。

内容は、目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で総合的な審議を行ったとしています。

また、今年度の公益委員見解の取りまとめに当たっては、

- ・ 賃金改定状況調査結果第 4 表や春季賃上げ妥結状況等の賃金上昇率は、昨年度より上げ幅は縮小しているが引き続きプラスの水準を示していること。また、昨年度は引上げ率 0.1%だったこと。
- ・ 消費者物価は横ばい、名目 GDP は令和 2 年に落ち込んだが一時期より回復。上昇傾向が続いており、今後も引き続き上昇が見込まれること。今年度はワクチン接種が開始され、昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること。
- ・ 有効求人倍率は 1 倍を超え、失業率も 3%以下で推移していること。
- ・ 平成 28 年度から令和元年度までの最低賃金を 3.0~3.1%引上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく変わらないこと。
- ・ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること。
- ・ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環継続・拡大をさせる。

など、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところであり、目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する、としています。

以上で、目安答申の説明を終わります。

○会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はありますか。

○全委員

〔意見・質問無し〕

○会長

では、次に議題（３）「最低賃金に関する基礎調査の結果について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（補佐）

それでは、資料について説明します。

別冊資料２となっている「令和３年 最低賃金に関する基礎調査結果」については、調査を担当した福間賃金指導官が説明します。

○事務局（賃金指導官）

この調査は、地方最低賃金審議会における最低賃金改正の審議資料に資するため、地域、産業、事業所規模、就業形態、性別、年齢階級、勤続年数別に労働者の賃金分布を把握することによって、特に低賃金労働者の実態を明らかにすることを目的として実施しているものです。

調査対象とした事業所は、100人未満の製造業と30人未満の卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉業等の事業所で、令和３年６月分の賃金について回答を得た約940事業所、10200人分のデータを母集団労働者数に復元して集計したものとなっております。

総括表は（１）と（２）があり、総括表（１）は事業所規模別・年齢別に、総括表（２）は性別・年齢別に、現行の最低賃金額868円から10円を差し引いた858円から1500円までの間における賃金階級ごとの労働者数を表しております。

賃金階級は 919 円までは 1 円刻み、1000 円までは 10 円刻み、1000 円以上は 100 円刻みとなっています。

合計欄の上段が累積労働者数、下段が累積構成比となっています。

一般労働者・パート計の 867 円の累積構成比を見ていただくと、1.7 となっており、この数字が現行最低賃金の未満率となっています。

表末尾に記載のある第 1・四分位数という言葉があるのですが、これは賃金額が低いほうから見て累積構成比が全体の四分の一となる賃金額になり、920 円となっています。

表に戻って、この累積構成比が上から見て初めて 25%を上回るのが 920 円から 929 円の賃金階級で、この階級中に今申し上げた 920 円が含まれることとなります。

先ほどはすべての労働者についてのものですが、そのうち一般労働者でみると第 1・四分位数は 1038 円、パートの方々では 890 円となっています。

以上、簡単ですが、資料の説明をとさせていただきます。

○会長

ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見、ご質問等がありますか。

○全委員

[意見・質問無し]

○会長

では、続いて議題（４）「今後の滋賀県最低賃金のあり方について」です。今年度の滋賀県の最低賃金がいかにあるべきかについてあらかじめ労使から忌憚のないご意見を表明していただくことは、今後の金額審議を円滑に進める上で必要なことと考えられます。滋賀県最低賃金のあり方について、労使双方からご意見をお伺いします。

まず、労働者側からよろしいですか。

○労働者代表委員

経済もコロナ禍も予断を許さない状況にあって、依然として労働者の生活実態は厳しい状況にあることには変わりはありません。

昨年と環境は確実に変化しています。ワクチン接種も進展し、経済も回復している状況にあり、環境変化を見極めた上で今年度議論をしていきたいと思っています。

また現行の最低賃金は、先ほどの意見でも述べられていますが、健康で文化的な最低限度の生活を営むことに足る水準としては十分とは言えない状況です。国際的にも先進国の中で最低レベルであるということを踏まえながら、とりわけ昨年も諸外国では着実に賃金の引上げがされています。今回すべてのランクで 28 円という目安であり、地域間格差を是正するという事で正にこの地域の審議会がその役割を担っているということもあります。

経済の好循環を進めていく上で、とりわけGDPの6割が個人消費と言われています。個人消費の拡大に大きく寄与し、企業や社会機能を支えるために使命感を持って懸命に働いているすべての労働者にとって、その努力に報いるためにも最低賃金の確実な引き上げに向けて、滋賀県の現行の 868 円が今年度どのようにあるべきかということで議論をしていきたいと思っています。現在でも全国加重平均 902 円に対して 34 円も格差があることについても、大きく引上げる必要があり、明日以降、議論を行いたいと思っています。以上です。

○会長

次に、使用者側お願い致します。

○使用者代表委員

使用者側の見解を述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大による影響の大きさは、中小企業、特に小規模事業者の経営に深刻な影響を与えております。一部に巣ごもり需要等で好調な業種・業界も見られます。一方、特に人の移動にかかわる宿泊業、飲食業、交通運輸業を中心に依然として回復の見通しがつかず、極めて厳しい業況の企業が多くあるのが実態だと思っています。

今後ワクチン接種が進み、感染が縮小に向かうことに期待してはいますが、足元では東京を中心に感染の再拡大がみられています。新たな変異株の流行拡大も懸念されるなど、一切予断を許しません。仮に今後感染が終息し、人の移動に関する制限が緩和されたとしても、国の経済活動が元のレベルに戻るには、一定の期間が必要であると考えます。またコロナ前の経済を支えてきた改善需要の取り込み、特にインバウンドの回復にはさらに時間を要する事が想定されます。コロナ禍で深影響が深刻な業種がいつになれば以前の業績水準に回復できるのか、見通しが立たないのが現状です。中小企業やコロナ禍で大きなダメージを受けたこうした業種

こそが、最低賃金法で働く多くの労働者を雇用しています。仮に今年度最低賃金が引き上げられるようなことがあれば、その影響が直撃し、雇用の削減や解雇に繋がることも懸念されます。

7月14日に中央の目安に関する小委員会が28円を示されました。私どもとしては、委員の中で、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会の委員を含む4名の経営側委員が反対を表明されたように、使用者側としては最低賃金は各種指標やデータなど明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきであると考えています。本年度の審議において、コロナ禍で企業の業況が二極化し、産業全体では回復傾向という情報もあります。しかし最賃は平均賃金ではなく、厳しい状況の企業に焦点を当てるべきと考えています。

多くの中小企業が従業員と共にコロナ禍の厳しい経営状況を何とか乗り越えて、その先に成長と分配の好循環を生み出していくためにも、今は官民、労使で力を合わせて事業の存続や雇用の維持を最優先にすべき、と考えています。以上を踏まえ、最低賃金法を遵守した本来の地方審議会の目的を達すべく、我々としては審議を進めていく考えです。

以上です。

○会長

ただいま労使からご意見をいただきました。

労働者側としましては、昨年と比べても先行き状況に変化があり、現行の868円は健康で文化的な最低限の生活を維持する水準には満たないし、全国加重平均にも34円の差がある。個人消費の拡大のため、或いはコロナ禍における労働者の努力に報いるためにも最低賃金の大幅な引き上げが必要である、とのことでした。

一方使用者については、今回のコロナ禍の影響はとりわけ小規模の事業所に与える影響が大きく、人の移動を前提とする事業への影響も極めて大きいですが、これらの企業に最低賃金近傍で働く労働者が集中している実態もあり、先行きに関しても、東京中心に再拡大の懸念があつて一切油断できない。仮に終息が今後あつたとしても国の経済活動が元のレベルに戻るには相当の期間が必要である。見通しは立たない状況であつて、最低賃金の引き上げについては雇用の調整につながる怖れがある。

そういう意味で今は官民一致して事業の存続、雇用の維持に努めるべきである、そう言うご意見があつたかと思えます。

最後に議題(5)「その他」についてですが、事務局から何かありますか。

○事務局(補佐)

それでは残りの資料について説明します。

別冊資料1「令和3年度 中央最低賃金審議会配布資料」について説明します。第60回中央最低賃金審議会および目安に関する小委員会の第1回から第3回までの資料となっています。

資料1ページから22ページ、こちらが第60回中央最低賃金審議会の資料となっていて、6ページが目安の諮問、7ページから12ページまでが「経済財政運営と改革の基本方針2021」、13ページから21ページが「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」の抜粋となっています。

第1回目安に関する小委員会の資料としては、23ページからとなります。主要統計資料は、全国統計資料編、都道府県統計資料編、業務統計資料編の3部構成となっており、29ページからが全国統計資料編、59ページからが都道府県資料編、70ページからが業務統計資料編となっています。また、79ページからが今年6月18日に閣議決定され「経済財政運営と改革の基本方針2021」、85ページからが「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」の抜粋、94ページからが「新型コロナウイルス感染症関係資料」となっています。147ページからが「目安制度の在り方に関する全員協議会における委員からの追加要望資料」、171ページからが「諸外国の最低賃金の状況・報告書」、194ページからが「最低賃金に関する先行研究・統計データ等の整理」となっています。

第2回目安に関する小委員会の資料としては、263ページからとなります。265ページからが令和3年賃金改定状況調査結果となっていて、第4表は270ページと271ページとなっていますが、こちらの数値は母集団の労働者数が誤っており集計誤りであることが確認されています。正しい4表は、第3回目安に関する小委員会に訂正資料が付けてあります。275ページからが生活保護と最低賃金に係る資料となっています。279ページからが地域別最低賃金額、未満率及び影響率に係る資料、282ページからが賃金分布に関する資料、322ページからが最新の経済指標の動向に関する資料、369ページからが委員からの追加要望資料となっています。

第3回目安に関する小委員会の資料としては、407ページ以下となります。第2回目安に関する小委員会資料の第4表の訂正となっており、411ページが「男女別内訳」、413ページが「一般・パート別内訳」の訂正後のものとなります。

今後の審議において参考にしていただければと思います。なお、7月13日開催の第4回目安に関する小委員会および7月14日開催の第5回目安に関する小委員会の資料については、昨日7月27日時点で本省のホームページに掲載されていません。

以上簡単ですが、中央最低賃金審議会配布資料の説明とさせていただきます。

○事務局(室長)

その他に私のほうから、何点か説明させていただきます。

1つ目は、今後の日程等について、ご案内します。明日7月29日午前中に開催の第1回専門部会から金額審議を進めていただき、8月2日の午前中に第2回、8月3日の午前中に第3回、8月4日の午前を予備日としています。そして8月4日の午後が第3回本審とつづくことになっています。

2つ目は、マスコミ取材についてです。今年度についても、広く県民に最低賃金への関心をもっていただくため、8月4日の第3回本審において、会長から局長への答申場面の頭撮りなど、テレビ等の取材協力を依頼する予定です。答申時のマスコミの取材について、ご理解をお願いします。

3つ目は、特定最低賃金についての实地視察についてですが、第1回本審で、事務局で検討させていただくとさせていただいたところですが、コロナ禍が続いていることもあり、第4回本審まで、検討を送らせていただきたいと、お願い申し上げます。

4つ目は、滋賀県労働組合総連合から滋賀労働局長と滋賀県最低賃金審議会会長あての滋賀県最低賃金審議会に係る申し入れについてです。内容については机に配布させていただいたとおり、傍聴人の人数の増加、傍聴申し込みについて報道とそれ以外の区分による受付、審議会の全面公開、幅広い県民からの意見聴取を求めるといった内容となっていますのでご参照願います。

○会長

皆様よろしいですか。日程の確保についてはよろしく申し上げます。他に何かありますか。

○全委員

[意見・発言無し]

○事務局(補佐)

第1回本審時に配布した第55期滋賀県最低賃金審議会委員名簿の公益代表委員の現職欄に誤りがありましたので、訂正したものを皆様の机上に配布させていただきました。大変申し訳ありませんでした。

○会長

その他に無いようでしたら、これをもちまして第2回審議会を終了とします。

なお、先ほどの事務局の説明のとおり、明日午前から、滋賀労働局庁舎3階にある大津労働基準監督署会議室で第1回目の専門部会を開催します。専門部会の委員の方は、ご出席方、よろしく申し上げます。専門部会の開始は、9時30分からとなっています。

皆様、ご苦労さまでした。

[閉会]